

波田体育協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、波田体育協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は公民館におく。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本協会は、体育・スポーツの普及振興を図り、住民の体力向上、健康増進とスポーツを通じて、明るく豊かな地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) スポーツのアマチュア精神を確立する。
- (2) 加盟団体の育成強化及び連携調整を図る。
- (3) 各種体育大会、講習会等の開催及び支援をする。
- (4) スポーツに関する施設の調査研究を行う。
- (5) 地区住民の体力向上と競技者の競技力の向上を図る。
- (6) 少年スポーツ活動の指導、育成に協力する。
- (7) 町内公民館との連携による地区住民の健康増進事業を図る。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 役員と事務局

(役員)

第5条 本協会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 各加盟団体1名 |
| (4) 代 議 員 | 各加盟団体1名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |
| (7) 事務局員 | 若干名 |

(正副会長の選出及び任務)

第6条 会長、副会長は総会で選出する。会長は本協会を統轄代表し、総会及び理事会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を遂行する。

(理事の選出及び任務)

第7条 理事は各加盟団体の代表とする。

2 理事は本協会の事業を執行するにあたり会長を補佐し、各種事業遂行の任にあたる。

(代議員の選出)

第8条 代議員は加盟団体から1名を選出する。

(会計の選出及び任務)

第9条 会計は会長が委嘱し、本協会の会計を掌る。

(監事の委嘱及び任務)

第10条 監事は総会で推挙し、会長がこれを委嘱する。監事は本協会の会計を監査する。

定期監査は年1回行い、臨時監査は必要に応じて行うことができる。監事は、理事会及び総会に出席し、監査の結果報告とこれに関する意見を述べるることができる。

(事務局員の委嘱及び任務)

第11条 事務局員は理事会において推薦し、会長が委嘱する。事務局員は本協会の会務を処理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を遂行する。

(顧問)

第13条 本協会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

顧問は本会の運営に関して諮問に応じ、理事会、総会に出席し意見を述べるることができる。

(参与)

第14条 参与は、本協会に功勞のあつた者又は会長が運営上必要と認めた者を理事会に諮って委嘱することができる。また、参与は必要に応じて運営に参画できる。

(賛助会員)

第15条 本協会の趣旨に賛同し、一定の会費を納入する者を賛助会員という。

第4章 会 議

(総会)

第16条 総会は、本協会の議決機関であつて、会長がこれを招集する。定期総会は年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めた場合、又は代議員の過半数以上から会議の目的を示して召集の要求があつた場合にはこれを招集しなければならない。

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び計画 (案)
- (2) 決算報告及び予算 (案)
- (3) 諸規定の制定及び改廃
- (4) その他重要な事項

2 総会は役員で構成し、代議員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。総会に出席できない代議員は委任状の提出もしくはその選出した団体から代理者を出席させることができ

る。総会の議決は出席人員の過半数で決める。ただし、可否同数のときは議長が決める。

(理事会)

第17条 理事会は本協会の執行機関であって会長がこれを招集する。理事会は理事の過半数が出席しなければ開会することができない。理事会の議決は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第5章 部

(部会)

第18条 本協会は、各加盟団体に共通する事項を研究・審議・提言又は事業遂行のため部会を設けることができる。

2 部会長、副部会長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 部会の設置、構成その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 組織

(組織)

第19条 本協会は種目別運動競技団体、レクリエーション団体及び本協会の趣旨に賛同する法人及び個人をもって組織する。

(加盟団体)

第20条 本協会は、理事会が承認した次の団体を加盟団体とする。

(1) 運動種目を代表する競技団体及びレクリエーション団体

(2) その他理事会の議決を経て承認した団体

2 加盟団体に関する事項は、理事会に諮り別に定める。

(脱会等)

第21条 本協会を脱会しようとする団体は、理由を添えて会長に届け出なければならない。

2 会長は、加盟団体が本協会の加盟団体として、不相当と認められたときは、理事会の承認を得て、これを取消することができる。

第7章 会計

(経費)

第22条 本協会の経費は下記に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 加盟団体からの負担金

(2) 事業に伴う収入

(3) 補助金

(4) 賛助会員会費

(5) その他の収入

(会計年度)

第23条 本協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

波田体育協会 加盟団体規則

(目 的)

第1条 この規則は、波田体育協会（以下「本協会」という。）規約第19条及び第20条に規定する加盟団体について必要な事項を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 本協会へ新たに入会しようとする団体は、次の書類を提出し、理事会で承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書
- (2) 会則又は規約
- (3) 役員名簿
- (4) 組織表
- (5) 前年度事業報告書
- (6) 当該年度事業計画書
- (7) 当該年度収支予算書

(脱 会)

第3条 本協会を脱会しようとする加盟団体は、次の書類を提出し、総会の同意を得なければならない。

- (1) 脱会申請書
- (2) 脱会理由書

(変 更)

第4条 加盟団体は、規約その他提出書類に変更があった場合には、ただちにその旨を会長あてに届け出なければならない。

(取 消)

第5条 加盟団体が本協会加盟団体として不適当と認められたときは、総会の承認を得て、これを取り消すことができる。

(休 会)

第6条 本協会を休会しようとする加盟団体は、次の書類を提出し、総会の承認を得なければならない。

- (1) 休会申請書
- (2) 休会理由書

附 則

この規約は、平成22年 2月 3日から施行する。